

交 総 ． 組 第 4 5 6 号
令 和 8 年 2 月 5 日
令和8年3月31日まで保存

一般社団法人東京都トラック協会
会 長 水 野 功 様

警視庁交通部交通総務課長



トラック運送事業者に対する交通安全対策の更なる強化推進について（依頼）
貴協会におかれましては、平素から交通安全活動はもとより、警察業務の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年1月28日、江東区内で大型トラックが死亡事故を起こし、運転者が通常逮捕される重大事故が発生しました。詳細は調査中ですが、運転者は、左折時に交通事故を起こしたにも関わらず、停止することなくその場を立ち去った状況が見受けられます。

道路交通法において、交通事故当事者の措置として、運転者は、

- ・ 直ちに車両を停止
- ・ 負傷者を救護
- ・ 他の交通事故を防ぐための危険防止措置
- ・ 警察に通報し、交通事故状況の報告

を行わなければならないことが定められています。

また、本件は、朝の通学・通勤時間帯での発生であり、多くの人を巻き込む重大事故に発展する恐れがあったことを踏まえれば、業務中の運転に際しては、当該時間帯における速度抑制をはじめ、一時停止や信号を守る等の基本的な交通ルールへの遵守とともに、横断歩道通過時における安全確認の励行について、今一度、運転者に対する指導監督を徹底していただく必要があります。

貴協会におかれましては、各運送事業者に対して、当該事業に係る運転者に対する運行前後の点呼の徹底や安全運転の指導を行い、合わせて当該運転者の勤務状況や健康状態等を総合的に把握・管理した上で、業務上の交通事故を未然に防ぐ責務があることを改めて周知していただくとともに、運転者の疲労やストレス軽減等にも配慮した職場環境の構築を含めて、業界全体における交通事故防止対策の更なる強化推進に御協力をお願いします。

【本件に関する問合せ先】

警視庁交通総務課 交通安全組織係
Tel (代)03-3581-4321(内線50331)